

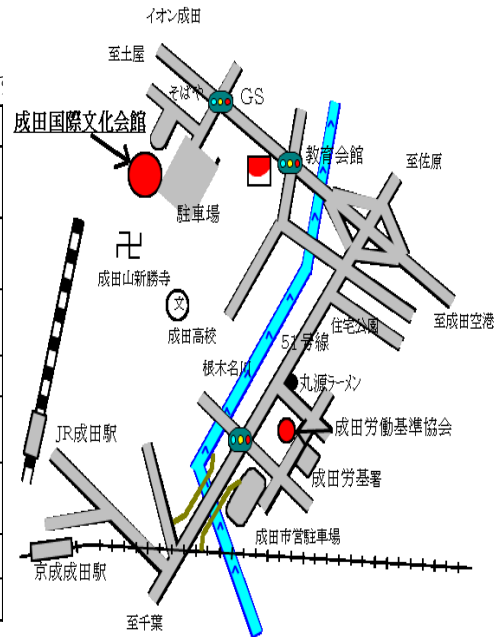
# 『新入社員のための安全衛生教育（集合教育）』の開催

労働安全衛生法では、新入社員等（作業内容の変更を含む）に対して十分な安全衛生教育を実施したあとで職場に配置することを、事業者が義務づけております。（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条）  
快適な職場生活をおくるために、労働災害防止に対する知識と安全意識の高揚の教育は欠かせないものです。  
今年も、新入社員を対象とした集合安全衛生教育を実施しますので、新入社員等教育の一環としてお役立て下さい。なお、当協会では独自に1時間のマナー教育をプラスしております。サービス業にもお勧めです。

## 1. 教習日程・教習内容

- ① 2019年4月5日(金) 9:00～17:00  
② 成田国際文化会館 小ホール(無料駐車場あり車の方は便利です)

時間	項目(講師)	内容
9:00～10:00	社会人のための基本マナー (マナー教育講師9時～10時)	挨拶、お辞儀、電話応対など
10:00～11:00	職場の安全衛生管理 (安全教育講師10時～17時)	労働災害とは、労働安全衛生法 職場の安全衛生活動など
11:10～12:00	安全な仕事の基本	職場のルール、安全衛生保護具、整理整頓、危険予知など
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～14:00	安全な仕事の進め方	機械や電気の安全な取り扱い、科学物質の取り扱い、作業行動からの安全など
14:10～15:10	安全で快適な環境のために 日常生活でも気を付けよう	健康障害の防止 交通安全、緊急時の対応など
15:20～16:20	健康に過ごす	心とからだの健康など
16:30～17:00	整理、まとめ	



## 2. 受講料(テキスト代+資料代含)：会員＝7,890円、非会員＝8,390円

使用テキスト 新入者安全衛生テキスト(中災防)864円、安全衛生ブックNANO(中災防)150円、オリジナル資料  
(テキストが全面的見直しされ判型もB5に改訂+資料に安全衛生ブックNANOを追加)

## 3. 申込方法：\*受講申込書に所定事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込みください。講習申込みはFAXでもお受けいたします。

\*受講料の支払は、3月29日(金)締切までに、現金・銀行振込のいずれかにより払込み下さい。

\*定員80名に達しましたら締切らせていただきます。なお、締切り以後の受講取消しは、原則として受講料をお返しできませんのでご了承下さい。(この場合、受講者変更か次回受講まで有効とさせていただきます)

## 4. その他：筆記用具をご持参下さい。

◇申込み・照会は下記にお願いします。

成田労働基準協会

〒286-0134 成田市東和田555-5

TEL 0476-24-3743

FAX 0476-23-3594

### \*金融機関振込送金先\*

千葉銀行 成田支店(普) 3326177 成田労働基準協会

千葉信用金庫成田支店(普) 0446594 成田労働基準協会

----- 切り取り線 -----

FAX → 0476-23-3594

※欄は記入しないで下さい

## 『新入社員のための安全衛生教育』受講申込書

受講番号		※	
ふりがな		勤務先 事業場名	
受講者氏名		事業場 住所	〒 —
生年月日	(西暦 年) S. 年 月 日 H.	連絡担当者	氏名
現住所	〒 —		TEL

受講料支払方法を、○で囲んでください。( 月 日までに、1.協会へ現金支払 2.千葉銀行振込 3.千葉信金振込)